

郡山市学びと絆補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学への安定的な教育研究活動への支援と地域課題解決の推進を図るため、郡山市が郡山市学びと絆寄附金を活用して、大学が実施する地域貢献事業等の経費に対し補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（短期大学及び大学院を含む。）をいう。
- (2) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金をいう。
- (3) 郡山市学びと絆寄附金 郡山市へのふるさと納税のうち、寄附者が市内の大学への支援、学術連携その他教育に関する事業に充てることを目的として寄附する寄附金をいう。
- (4) 補助対象者 補助金の交付の対象となる者をいう。
- (5) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (6) 広域圏 こおりやま広域連携中枢都市圏をいう。
- (7) 補助対象経費 補助金の交付の対象となる経費をいう。
- (8) 補助事業者 規則第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた者をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助対象者は、郡山市学びと絆寄附金に係る事務手続要綱（令和7年10月1日制定）第4条第2項の規定により寄附対象者として登録されている大学とする。

(補助金の交付対象事業)

第4条 補助事業は、補助対象者が実施する広域圏における地域貢献事業（市内又は市民を対象に含む事業に限る。）のうち、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 課題解決に資する事業
- (2) 産業、観光及び経済の活性化に資する事業
- (3) 歴史、文化及び伝統の保護に資する事業
- (4) 広域圏内における就職を促進する事業
- (5) 広域圏内の住民を対象とした生涯学習事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業は、補助事業としない。

- (1) 専ら特定の法人又は個人の利益の追求又は資産形成を目的とした事業
- (2) 宗教的活動又は政治的活動を目的とした事業
- (3) その他市長が適切でないと認める事業
(補助金の対象経費等)

第5条 補助対象経費は、次の各号に掲げる経費のいずれか少ない経費とし、補助金の額は、補助対象経費以内で予算の範囲内で定める額とする。

(1) 前条に規定する補助事業の実施に要する経費から次のアからシまでに掲げる額を除いた経費

ア 建物等の建設、修繕その他のハード事業に要する経費

イ 大学の運営のための経常的な人件費及び事務経費等

ウ 謝礼金及び記念品等に係る経費

エ 視察研修に係る旅費等

オ 交際費

カ 慶弔費

キ 食糧費（次に掲げるものを除く。）

(ア) 会議等における必要最小限の飲料等の供与に係る経費

(イ) 研修講師等、大学関係者以外に対する接遇上必要と認められる飲食費

(ウ) 補助事業の目的に照らし飲食の提供が不可欠である場合

ク 積立金

ケ 学費及び大学の後援会費等の免除、減免、一部支援等を行うための経費

コ 他の公的補助制度等の補助金等が充当される経費

サ 各種団体等に対する補助金

シ その他市長が適切でないと認める経費

(2) 前条に規定する補助事業の実施に要する経費から当該事業により生じた収入の額を除いた経費

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は事業計画書（第1号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書（第2号様式）とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は、事業の概要が確認できる書類とする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は収支決算書（第3号様式）とし、その他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書（第4号様式）
- (2) 事業の成果を示す資料（写真、配布資料、参加者数等が確認できるもの）
- (3) 領収書その他の補助対象経費の支払いを確認できる書類の写し

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

事業計画書

大学名

項目	内容
事業名	
事業の区分	(1) 広域圏の課題解決に資する事業 (2) 広域圏の産業、観光及び経済の活性化に資する事業 (3) 広域圏の歴史、文化及び伝統の保護に資する事業 (4) 広域圏内での就職を促進する事業 (5) 広域圏内の住民を対象とした生涯学習事業
実施期間	
事業目的	
事業内容	
事業実施により郡山市 又はこおりやま広域圏 にもたらされると期待 される効果	

※事業ごとに作成すること。

※事業については、郡山市内又は郡山市民を対象に含むものであること。

収支予算書

大学名

1 収入

単位：円

科目	予算額	摘要
市補助金		
会費収入		
事業収入		
合計		

2 支出

単位：円

科目		予算額		摘要
事業内容	内容		うち補助対象	
合計				

収支決算書

大学名

1 収入

単位：円

科目	予算額	決算額	差額	摘要
市補助金				
会費収入				
事業収入				
合計				

2 支出

単位：円

科目		予算額		決算額		差額		摘要
事業内容	内容	うち	補助対象	うち	補助対象	うち	補助対象	
合計								

事業報告書

大学名

項目	内容
事業名	
事業参加者 (人数等)	
実施内容	
事業実施により本市又はこおりやま広域圏にもたらされた効果	
事業実績の広報	

※事業ごとに作成すること。

※事業については、郡山市内又は郡山市民を対象に含むものであること。

※実施内容の詳細がわかる資料（活動写真、成果物等）を添付すること。